第二十七条の次に次の一条を加える。

（非常災害時における呼出しをしない措置）

第二十七条の二　裁判所は、前条第一項本文の規定にかかわらず、第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者のうち、著しく異常かつ激甚な非常災害により、郵便物の配達若しくは取集が極めて困難である地域又は交通が途絶し若しくは遮断された地域に住所を有する者については、前条第一項の規定による呼出しをしないことができる。

第二十八条第二項中「並びに前条第一項ただし書」を「、第二十七条第一項ただし書」に改め、「第六項まで」の下に「並びに前条」を加える。

第三十三条第三項中「次条第四項」を「第三十四条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（被害者特定事項の取扱い）

第三十三条の二　裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、刑事訴訟法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があった事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項（同条第一項に規定する被害者特定事項をいう。以下この条において同じ。）を明らかにしてはならない。

2　裁判長は、前項に規定する裁判員等選任手続において裁判員候補者に対して被害者特定事項が明らかにされた場合には、当該裁判員候補者に対し、当該被害者特定事項を公にしてはならない旨を告知するものとする。

3　前項の規定による告知を受けた裁判員候補者又は当該裁判員候補者であった者は、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならない。

第四十八条第二号中「第三条第一項」を「第三条の二第一項」を、「事件」の下に「又は同項の合議体で取り扱うべき事件」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第九十七条第五項中「おける」の下に「第二十七条の二、」を、「ついては、」の下に「第二十七条の二中「前条第一項本文」とあるのは「第九十七条第二項」と、「第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者」とあるのは「同条第一項に規定する選任予定裁判員」と、「前条第一項の」とあるのは「同条第二項の」と、」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この法律による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「新法」という。）第三十三条の二（新法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に開始された裁判員及び補充裁判員の選任のための手続並びに選任予定裁判員の選定のための手続について適用する。

（検討）

3　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十八号

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

（郵便法の一部改正）

第一条　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「もの」の下に「及び第五項の規定により届け出るべきもの」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5　会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を除き、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金に限る。）を定め、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

6　第二項（第一号から第四号までを除く。）の規定は、前項の料金について準用する。

第八十七条第一号中「料金若しくは」を「料金、」に改め、「受けた料金」の下に「若しくは同条第五項の規定により定め、若しくは変更した料金」を加える。

第八十九条及び第九十一条中「第六十七条第五項」を「第六十七条第七項」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正）

第二条　民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条―第四十二条」を「第三十五条―第四十三条」に、「第四十三条―第五十一条」を「第四十四条―第五十二条」に改める。

第二条第七項第一号中「九十センチメートル」を「七十三センチメートル」に改め、同項第三号中「千円」を「八百円」に改める。

第十六条第一項中「料金」の下に「（一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。）」を加え、同条第二項中「（総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。）」を削る。

第十八条中「料金」の下に「（同項の総務省令で定める料金を含む。次条第二項において同じ。）」を加える。

第五十一条第一号中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十条中「第四十四条第二項」を「第四十五条第二項」に、「第四十五条又は第四十六条」を「第四十六条又は第四十七条」に改め、同条を第五十一条とし、第四十九条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四十八条とする。

第四十六条第一号及び第四号から第八号までの規定中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条第九号中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第十号中「第三十六条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十五条中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条を第四十六条とし、第四十四条を第四十五条とする。

第四十三条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第四十四条とする。

第四章中第四十二条を第四十三条とし、第三十九条から第四十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十八条第一項中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条第二号中「第十二条第一項」の下に「（第三十四条において準用する場合を含む。）」を加え、「若しくは第二十二条第一項（これらの規定を第三十三条」を「、第二十二条第一項（第三十四条」に改め、「含む。）」の下に「若しくは第三十三条第一項」を加え、同条第三号中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第三十三条第三項に規定する標準信書便約款を制定し、又は改廃しようとするとき。

第三十七条を第三十八条とし、第三十四条から第三十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十三条中「、第十七条」を削り、「第十九条第三項中」の下に「第十七条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、」を加え、第三章中同条を第三十四条とする。